

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野地区社保協・活動報告

「補足給付見直しの中止・凍結を 求める意見書提出の請願」

長野市議会福祉環境委員会不採択

長野地区社保協は、長野市議会6月例会に「補足給付の見直しの中止・凍結を求める意見書提出についての請願」を提出。8月に実施される補足給付の見直しを中止するよう、国に対して意見書をあげてほしいという趣旨です。

21日の長野市議会福祉環境委員会は、賛成(改革ネット、共産、無所属)と反対(新友会、公明)となり、残念ながら賛成少数で不採択となりました。



審議の様子は、長野市議会 YouTube で公開されています。QRコード読取りで視聴できます。

改定・その②「食費の引き上げ」

施設では、新設される所得区分「第3段階②」に該当する施設入所者は毎月2万2000円の負担増になります。短期入所では所得区分に応じて1日あたり210円から650円負担が増えます。(※改定内容は、裏面でも解説しています。)

見直しによって、食費の負担が困難になったり、補足給付の対象そのものから除外されることで、施設への入所や短期入所の利用を続けることができなくなる深刻な事態が生じることが明らかです。低所得者の負担を引き上げる、しかもそれを国民全体が様々な困難を強いられているコロナ禍のもとで実施する今回の補足給付の見直しには道理がありません。

長野地区社保協は国に対し、補足給付の見直しを中止・凍結するよう求めています。また見直しによる利用者さんや利用者家族への具体的な影響をつかみ、国や自治体へ実態を伝え、制度改善を求める取り組みを行っていきます。

補足給付とは？

低所得者(市町村民税非課税)を対象とした介護施設・短期入所利用者の居住費、食費に対する負担軽減制度。

改定・その①「資産要件の見直し」

現在、預貯金の基準は一律1000万円ですが、これを所得区分に応じて500万円～650万円まで引き下げます。



補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減制度)

改定による負担増 2021年8月から

介護施設(特養、老健、ショートステイ等)では、低所得者の食費・居住費の負担軽減制度があります。8月から、この制度が改定される予定です。利用者、家族に大きな負担を強いるものとなっています。

(1) 資産要件の改定

現行では市町村民税非課税で預貯金が1000万円以下の場合に、年金収入に応じて「第1～3段階」とされた方の食費・居住費が軽減されます。改定案は「第3段階」の方を、年金収入120万円を基準として①と②に分けます。そして、預貯金の要件を段階ごとに細かく設定します。

資産要件の改定によって、軽減制度の対象から外れる方が出てきます。

	第1段階	第2段階	第3段階
現行	生活保護 被保護者等	市町村民税非課税・ 本人年金収入等 80万円以下	市町村民税非課税・本人年金収入等 80万円超
	預貯金等1000万円以下(単身者)		

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
改定案	生活保護 被保護者等	市町村民税非課税・ 本人年金収入等 80万円以下	市町村民税非課税・本人年金収入等 80万円超～ 120万円以下	市町村民税非課税・本人年金収入等 120万円超
	預貯金等 1000万以下	650万円以下	550万円以下	500万円以下

(2) 補足給付の食費負担の引き上げ

施設(特養・老健等)及びショートステイの補足給付の一日あたり 食費負担を引き上げます。



現行の 食費負担	第2段階	第3段階
	390円	650円

施設(特養・老健等)食費負担の改定案		
第2段階	第3段階①	第3段階②
390円	650円	1360円
現行通り	現行通り	(710円↑)

ショートステイ食費負担の改定案		
第2段階	第3段階①	第3段階②
600円	1000円	1300円
(210円↑)	(350円↑)	(650円↑)